

京都市醍醐和光寮引継事務所規則を廃止する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第126号

京都市醍醐和光寮引継事務所規則を廃止する規則

京都市醍醐和光寮引継事務所規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)